

平成21年第1回教育委員会定例会

開会年月日 平成21年1月15日(木)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 加藤 一夫
同 委員 佐藤 三千雄
同 委員 外松 和子
同 委員 青木 真佐枝
同 教育長 園部 俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第1号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (2) 議案第2号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (3) 議案第3号 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (4) 議案第4号 「練馬区立総合教育センター条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (5) 議案第5号 平成20年度練馬区指定・登録文化財について

2 陳 情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 学習指導要領の改訂と課題について〔継続協議〕
- (2) 命を大切にす教育の推進について〔継続協議〕
- (3) 平成20年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続協議〕
- (4) 平成21年度練馬区教育委員会教育目標について
- (5) 平成20年度卒業式「お祝いの言葉」について

4 報 告

- (1) 教育長報告
平成20年第四回練馬区議会定例会における一般質問の要旨について
平成21年度における学校給食調理業務の民間委託の実施について
平成20年度全国学力・学習状況調査結果の公表について

(仮称)ふるさと文化館の整備進捗状況について
その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 12時10分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	河 口 浩
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 部 仁
学校教育部新しい学校づくり担当課長	阪 田 真 司
同 学務課長	白 井 弘
同 施設課長	金 崎 耕 二
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	原 田 承 彦
同 総合教育センター所長	大 滝 雅 弘
生涯学習部生涯学習課長	高 橋 誠 司
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	伊 藤 安 人

傍聴者 2名

委員長

只今から、平成21年第1回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方が1名おみえになっているので、初めに紹介しておく。
それでは、案件にそって進めていく。
本日の案件は、議案が5件、陳情が1件、協議が5件、教育長報告が5件である。

- (1) 議案第1号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

はじめに、議案第1号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼についてである。
この議案についての説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)特別区人事委員会勧告等に基づき、幼稚園教育職員の勤務時間

の短縮および休息時間の廃止等の改正を行うことを説明。

委員長

各委員のご質問、ご意見をお受けしたい。どなたかあるか。

青木委員

休憩時間と休息時間とは、どういう違いがあるのか。

庶務課長

休憩時間は、労基法で定められていて勤務時間に含まれないものである。現在6時間を超えるものについては45分与えるということになっている。それを条例改正で1時間に延ばすものである。現在、休息時間は、勤務時間の中に入っていて、午前15分、午後15分という形で、勤務時間に含まれている。休息時間を廃止し、そのかわりに休憩時間の45分を1時間に延ばすというものであるが、この改正により、現在の勤務時間である8時半から17時15分の変更はない。

教育長

休憩時間は労基法で定められている。休息時間は労基法にはないのか。

委員長

今、教育長から確認があった。その点はどうか。

庶務課長

一般的な労務関係が労基法に定められている。民間には休息時間の概念はない。

委員長

労基法には両方規定があるのか。

庶務課長

労基法上には規定はないということである。

委員長

労基法には、休息時間については定めがなく、休憩時間については定められているということである。

教育長

以前は、午前と午後に15分ずつの休息時間があった。それで本来、休憩時間は45分なのであるが、午前中の休息時間を加算して、12時から1時まで休憩をとっていた。そして条例上、勤務時間は5時15分までであるが、それを15分早めて5時までとしていた。これは練馬区だけではなく、役所がそのようにしていたのである。休息時間は

本来、休息するだけなのであるが、休憩時間に加えてしまっていたわけである。そういうことが慣行としてずっと行われていた時代があった。休息、休憩の関係にはそのような経緯がある。もちろん現在の勤務時間は5時15分までであり、そういったことは20年以上前に行われなくなった。

委員長

詳しい説明があった。ほかに質問、ご意見はあるか。

教育長

半日勤務時間の定義を規則で定めるとなっているが、どういう考え方になるのか。

庶務課長

ご審議いただくのは条例であるが、現在、規則の内容は、まだ固まっていない。

学校教育部長

今、規則を職員課と詰めている。勤務時間の2分の1であるが、時間で表現せざるを得ないだろうと考えており、基本的には4時間ということで、今、交渉をしている。

委員長

現在進行中ということであった。
ほかにどうか。

佐藤委員

条文で改めたとしても、実際問題として練馬の教育者は、子供たちがいろいろ相談に来れば休憩をとれない状況にある。そのことについてはどのように考えているか。

庶務課長

教育職員は残業手当がない。一般職員の場合は勤務時間が定められていて、それを超え必要と認める場合、残業手当は支給される。職務の給料の中に含まれているという考え方である。

委員長

給与の中に含まれているということである。よいか。この議案は、特別区人事委員会の勧告に基づいて改正するものである。まとめてよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第1号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第1号は「承認」とする。

- (2) 議案第2号「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

つづいて、議案第2号「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼についてである。

この議案について説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明（説明要旨）幼稚園教育職員の勤務時間の短縮および病気休職者の給与の支期間の短縮等に伴い必要な改正を行うことを説明。

委員長

では、この件について、ご質問、ご意見等はあるか。

外松委員

(2)である。休職期間中の給与は、従来、どの程度の割合で支給されているのか。もう一点は、2年から半分の1年になった理由等をお聞かせいただきたい。

委員長

2点ある。

庶務課長

1点目は、条例上に書いてあるが、8割である。2点目は、2年から1年になった理由であるが、社会状況等を勘案した人事委員会の勧告により、改正するものである。

委員長

よいか。

外松委員

よい。

委員長

ほかに質問はあるか。この件も、特別区人事委員会の勧告を受けてのものである。ま

とめてよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第2号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第2号は「承認」とする。

- (3) 議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

つづいて、議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼についてである。

それでは、この議案について説明をお願いする。

保健給食課長

資料の説明（説明要旨）学校環境衛生の基準に定める検査の実施等を行う幼稚園薬剤師を設置するため、所要の改正を行うことを説明。

委員長

では、この件についてご質問、ご意見があったらお願いする。

佐藤委員

幼稚園の薬剤師の配置については、今まではどのように対応されていたのか。

保健給食課長

飲料水の水質検査などについては、残留塩素を測定するときの試薬があれば簡単にできるため、幼稚園の職員の方にやっていた。空気検査におけるホルムアルデヒドの測定などは、別途委託をした業者が行っている。また、騒音や照度などについては、それぞれ若干問題があるということで、個別に教育委員会にご相談をいただいて、個別の対応をさせていただいているという状況である。

学務課長

補足させていただく。水質検査については、学務課の職員が毎年2回、飲み水とプールの水について、保健所に持ち込んで検査を行っている。

委員長

ほかにあるか。

教育長

学校保健法は、学校保健安全法に変わったのではないか。

保健給食課長

ご指摘の学校保健安全法に改正されるのが本年の4月1日からである。

委員長

法律名が変わることの確認であった。

佐藤委員

薬剤師、校医、歯科医がいる。学校あるいは幼稚園に物理的に近いところの先生や、薬剤師にお願いすることが考えられるが、どうなのか。

保健給食課長

これまでの小中学校の例では、学校薬剤師会にお願いをして、結果としては近隣にいらっしゃる薬剤師の方、あるいは歯科医の方がそれぞれの学校を担当されている。

委員長

ほかにあるか。では、薬剤師を新たに設置するということである。まとめてよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第3号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第3号は「承認」とする。

(4) 議案第4号 「練馬区立総合教育センター条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

議案第4号 「練馬区立総合教育センター条例の一部を改正する条例」の制定依頼についてである。

総合教育センター所長

資料の説明（説明要旨）児童・生徒等の登校時間以外での利用の要望にこたえるため、教育相談室の利用時間を延長することに伴い、所要の改正を行うことを説明。

委員長

この件について、ご質問等があったら願います。

青木委員

規則で定める曜日に、金曜日を予定しているということである。1日だけ6時までにするという対応で、保護者の方や生徒たちの相談時間は足りるのだろうか。

総合教育センター所長

毎週1回金曜日に実施すると、職員の勤務形態としては、いわゆるずれ勤という形になる。半分ずつが、8時半から5時15分までの勤務と9時半から6時15分までの勤務という形になる。全非常勤職員で、週4日勤務という中で、週1回やってみてどこまでできるのか検証し、引き続き曜日を増やしていくことが可能かどうかということも含めて、拡大については検討していく。まずは週に1回始めていくものである。

委員長

よろしいか。ほかにあるか。児童・生徒の登校時間以外での要望にこたえるために、まず金曜日に実施してみようということである。特にご意見などなければまとめたい。よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第4号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第4号は「承認」とする。

(5) 議案第5号 平成20年度練馬区指定・登録文化財について

委員長

議案第5号 平成20年度練馬区指定・登録文化財についてである。
この議案について説明をお願いします。

生涯学習課長

資料の説明(説明要旨)練馬区文化財保護審議会答申に基づき指定・登録する平成20年度の文化財について説明。

委員長

この件について、各委員のご質問、ご意見をお受けしたい。何かあるか。まとめてよいか。特に質問等もないようであるので、議案第5号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第5号は「承認」とする。

陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について

委員長

つぎに進んで、陳情案件である。陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、このところ毎回申し上げているように、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしている。今のところ状況の変化がないようであるので、本日は継続としたいと思う。それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については「継続」とする。

協議(1) 学習指導要領の改訂と課題について〔継続協議〕

委員長

つぎに進む。協議案件である。協議の(1)学習指導要領の改訂と課題についてであ

る。

簡単に振り返っておくと、これまで、1点目に、中学校における武道の必修化について協議をした。2点目に、小学校における外国語活動について協議をしてきた。

本日は、学習指導要領の改訂に伴う3点目の課題として、観察や実験を通じた学習活動が充実されるなどの内容の改訂があった理科について、協議を行いたいと考えている。

はじめに、資料が提出されているので、その説明を伺ってから協議したい。

では、この資料についての説明をお願いします。

教育指導課長

資料の説明(説明の要旨) 理数教育の充実の経緯、練馬区における理科教育支援の現状および課題を説明。

委員長

では、ただいま説明があった資料を含めて、この課題について協議をしていきたい。資料の質問からでも結構であるが、ご質問、ご意見を伺いたい。どなたかあるか。

外松委員

実験の教育・授業は、高学年では準備、後片付けにおいて非常に危険を伴うものがある。なかなか大変である。都と連携している施策であると、理科支援員の配置は、非常に大切なことになるのではないかと考える。今年度は、11校に理科支援員が配置されているということである。何年間かやってきていることだと思いで、配置校からの評価、成果、声などを聞かせほしい。

教育指導課長

理科支援員の成果については、各学校から毎年報告書という形でご報告いただいている。それによると、獲得した知識が自分の言葉できちんとノートに書かれていることについて、導入前が4%だったのが導入後66%の児童についてそう見取れ、数値が高まっているということである。あるいはアンケートの答えとして、楽しく理科が勉強できるという生徒が導入当初の9月には72%だったものが、3カ月後の12月には86%になっており、14%増えた。別の学年でアンケートをとったところ、導入当初の9月は60%だったのが、3カ月後の12月には70%に増えていた。同様に理科が好きだと答える生徒も8ポイント上がり、別の学年では16ポイント上がった。このようにどの学校においても、理科の実験等に関心を示し、児童の意欲や理科が楽しみだということなどが数字上にも明らかに見て取れる報告を受けているところである。

外松委員

今の報告を伺うと、この支援員がいかにすばらしいことであるかということが感じられた。予算も要ることではあるが、21年度は何校ぐらいになる予定なのか。

教育指導課長

このことについては、都から例年通知がある。導入初年度が年度途中、昨年度については前年度の3月に通知があった。21年度についても、おそらく来月、再来月に理科支援員の予算や校数の通知が都教委から来るものと考えている。現在はまだ来ていない。

委員長

理科支援員は、どういう基準で学校へ配置されるのか。

教育指導課長

学級担任以外に理科専科という役割の教員のいる学校は除く。区、都等の理科の教育研究校の指定を受けて発表がある学校、理科を校内研究のテーマとしている学校または年間のテーマとして理科の実験・観察等を挙げている学校、今までの取り組みが十分に成果が高いという報告を受けている学校、あるいは校長が、自然科学の意識がなかなか高まっておらず課題だと認識している学校から、活動の計画を挙げていただき、それを教育指導課で精査して優先順位をつけて配置しているという実態である。

外松委員

理科専科の教員のいる学校もあるということである。練馬区では理科専科の教員のいる小学校は何校ぐらいあるか。

委員長

どうか。

教育指導課長

小学校69校のうち理科専科については1けたである。数としてはそう多くない。

委員長

1けたということであるから、非常に少ないということである。理科支援員の勤務時間、勤務日数について、詳しく聞かせていただけるか。

教育指導課長

理科支援員については5、6年生対象で、1学級当たり年間80時間の配当である。ある特定の実験・観察中心の単元について、この時期にこれだけ来てほしいという校長の計画に基づいて、その時期に学級当たり80時間年間配当している。

委員長

人的配置の面において、数の上から見ると、まだまだ十分とは言えないと考える。ほかにどうか。

青木委員

理科の専科の先生を今後もう少し増やすことを区独自では考えられるのか。

教育指導課長

教員の配置については、都教育委員会の権限である。学級担任をはじめ理科専科や算数少人数指導職員などは学級数に基づき配置される。区が要望すればあるいはお金を出せばつけてくれるという性質のものではない。学級編成基準に基づいて都が配置することになっている。区費で教員を育て配置する場合には困難なところがある。都の職員と違い、副校長や校長になれないため、モチベーションが上がりにくい。それから、都の教員研修を受けられないため、区でその教員の研修体系を組まなければいけない。他区市に異動できなくなる。そういった点から10人、20人の採用ではなく、少なくとも100人単位の規模で考えて、処遇から研修体系までを見通した上でのことになるので、理科専科の何人かを配置することは非常に困難であるという認識を持っている。

外松委員

国際調査の結果により、今、日本の子供たちには理科教育を何とかしなければいけないということがわかったので、ぜひ、理科支援員をもっと増やしてほしい。理科専科教員の配置をお願いしたいという要望を、都に出していただきたい。

教育指導課長

ただいまの件であるが、直近の2007年の国際調査の結果が昨年度発表になり、日本は挽回して6位から3位になった。その前の2003年の調査で6位に落ちてしまったので、文部科学省が危機意識をもって理科支援員をはじめ、理科に特化した高等学校などいろいろな手段を講じたわけである。その成果がやっと実ってきて、一応歯どめがかかり、一安心はしたところであるが、今のご指摘を受けて、室課長会等で要望していきたいと考えている。

委員長

その点はぜひよろしく願います。ほかにあるか。

佐藤委員

理数科について子供たちの能力が低いことが盛んに叫ばれているが、10数年前から比較すると、各学校の研究授業に行っても、数段研究度が上がっているのではないかという感じがしている。

子供たちの理科の能力が下がったというよりも、指導をしなかったのではないかと思う。特に生物系の理科については、外へ出ているいろいろなものを見ながら観察して研究していくということが非常に大事であろう。それが少なかったのではないかという感じがする。

人体の模型を使って、子供たちに実際の体の動きを見せると、非常に興味津々で、自分の体はどうなっているのかということまで探究心が出てくる。そのような教育が大事ではないか。

この前、中学校の理科の実験を見たが、一生懸命子供たちは取り組んでいる。机上の

議論だけではなくて、実際に手にとって現場に出て行くということが一番大事ではないか。特に自然環境の中でやる場合には、時間がないので学校でなかなかできない。例えば夏休みや春休みに子供たちが一緒に外へ出て行って観察をすることも必要ではないか。

この植物は食べられるとか、これは薬草だとかを教えられると、子供たちは非常に興味をもって、みずから取り組んでいく姿勢が出てくるのではないかと考えるが、いかがか。

教育指導課長

ご指摘はまさにそのとおりだと思し、今回の改訂で実験・観察を重視したのは、そういう考え方に基づいているのである。ちなみに、本区においての小・中学校の科学教室においても、小学校では埼玉県戸田市で屋外観察を行い、中学校では長瀬で地質のフィールドワーク、あるいは東京湾の野鳥公園で野鳥観察会を行う。直接体験するという項目が入っているのである。このような小・中学校の科学教室もあるので、興味・関心のある児童・生徒については、参加を呼びかけたいと思う。日常の理科の授業の中でも、植物など校庭にはさまざまな教材があるので、地域の方の協力を得ながら、実際に触れてみる直接体験を入れていくように、教育指導課で学校に働きかけていきたいと考えている。

総合教育センター所長

理科実技研修会は、センターでやっている。野外観察について、遠くに行くのはなかなか難しいという指摘があったので、学校の校庭でも植物の観察であるとか、身近な学校の中においてもこういった昆虫がいるということ、観察指導をどのように行えばよいかということも含めて、実技研修会の中で実証している。魚の解剖の方法や検体観察、実験における安全指導などを研修会で実施しているところである。

委員長

それでは、今日のところは理科支援員の配置をもとにして、ある程度練馬区の実態の共通理解ができたと考える。

後半、佐藤委員のほうから改善に向けてのご意見等も出たので、その後半部分については、次回、時間をかけてお伺いしたいと考える。今日のところはこの辺でまず一区切りつけさせていただいて、次回に協議を進めたい。そのような進捗でよいか。それでは、また課題は残っているので、次回以降に継続としたい。それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件については「継続」とする。

協議(2) 命を大切にする教育の推進について〔継続協議〕

委員長

それでは続いて2番目の協議案件、(2)命を大切にする教育の推進についてである。本日は協議案件がたくさんあるので、この案件については、次回以降に改めて協議をするということにしたい。それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、(2)については「継続」とする。

協議(3) 平成20年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続協議〕

委員長

それでは、3番目の協議案件である。平成20年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

この協議案件については、本日で5回目の協議となる。前回の協議で点検・評価表の項目ごとに各委員のお考えを出していただいて、教育委員会として、点検・評価の方向性、結果をまとめたところである。

本日は、前回の協議結果と、「点検・評価に関する有識者」からいただいている意見や助言を踏まえて、点検・評価に係る「報告書」の検討に入りたい。

それでは、協議に入る前に、事務局から資料の説明をお願いする。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)点検・評価に関する有識者から提出された意見および助言ならびに報告書の作成について説明。

委員長

今までの協議ごとにまとめた別紙4と別紙1から別紙3までの2つの資料がある。初めに質問、確認などはあるか。なければご意見も含めて協議をしたい。

最終的には、別紙4の30ページまで話を持っていかなければいけないが、まず教育委員会で実施した点検・評価について、3人の方からご指導、ご意見をいただいた。皆さんはどのように受けとめられたのだろうか。

佐藤委員

3名の識者の方から出た意見等の精査をした。昨年12月19日に当委員会において、事務局から提出された教育に関する事務の整理および執行の状況について点検・評価を行った。その結果を踏まえて、この3名の有識者から意見等調査報告が提出された。その報告書の内容等を検討し、精査してみると、総体的に高評価を受けている。これは事

務局の皆様方のご努力があったから高評価があったのではないかと理解をした。

しかし、一方では、評価内容をよく検討しなければならない箇所がいくつかあるように思われる。これは、教育委員会で議論した中でもあったが、別紙1の中で、評価基準が高過ぎたのではないかという意見が出ている。このことについては今後見直しをし、検討していく必要があるだろうと思っている。

別紙1の一番下のほうに、小中一貫教育校の設置について記載がある。これは、特色ある教育事業として区民の皆さんはもちろんのこと、各方面から注目されていると思っている。したがって、教育を受ける児童・生徒が今後安心して勉強できるよう、魅力ある教育環境を整備していかなければならないと考えている。まだまだ時間があるので、その点を踏まえて対応していかなければいけない。小中一貫教育校を実施してよかったと言われるように、教育委員会をあげて努力していくことによって評価されると考えている。

家庭教育について触れているところがある。少々厳しい意見も出ているようである。この家庭教育については、保護者に訴えて家庭との協力を十分していかなければいけないと考えている。特に別紙3の下から7行目に、「学校において」という文言があり、ここで「家庭における養育機能の低下が学校における教育の困難さを作っている」ということが出ている。それは全くそのとおりだろうと思うし、家庭の教育の支援をしていくということが大切であろう。教育は子供あつての教育であるので、行政として環境をどう整えるかということが一番大事ではなからうかと思っている。いくつかまだあるが、時間もないのでこれぐらいにしておく。

委員長

資料7の別紙1、2、3について、お考えを伺ったところである。

教育長

それぞれの有識者の方のご意見は我々もしっかりと受けとめたい。別紙2の岩崎先生の意見で、「受益者ニーズの把握」のところ、「教育は不易といわれるものの」というものがある。何もやらない理由に不易ということを使いがちなのだが、不易という中でも、同時に現代的課題に対応しなければならない。これが求められていると書かれている。まさに練馬区教育委員会も、現代的課題についてこれからも対応していかなければならない。不易なものはもちろん不易なものでしっかりと受けとめてとおっしゃっていただいている。

土田先生の意見で、別紙3の下から4行目に「学校の教員が家庭支援まで担うには重荷であり」とある。この方は社会福祉法人の錦華学院をなさっている方で、おそらく十分おわかりだと思って書かれていることであると思うが、まさに今学校の教員が、家庭の中まで入り込んでいかなければならない状況になっているわけである。

1つの例として、給食費の未払いがある。給食費の未払いへの対応を何で教員や学校がやらなければいけないのか。本来的な仕事ではない。であるから、一般的に考えて本来的ではない仕事まで、学校、教員に負担を負わせないためには、教育委員会が何をしなければいけないのかと問われているのではないかと。

天沼先生は「21懇」などをなさっている方で、この先生からは「21懇」で挙げたことを実施していることを評価していただいていると思うが、課題については積極的に取り組んでいく必要があるということなのだろう。お三人の方からいい意見をいただいている。

委員長

今日は、別紙1、2、3で何かあったら伺っておきたい。

教育長

それぞれ3人の方がいろいろな面を見て、指導・助言をしてくださっている。

委員長

今日でこの案件は終わりではないし、別紙4は今日提出された資料なのでお目通しいただくのに時間がかかると考える。最終的には教育委員会の方向性までまとめなければならぬので、何回かの協議が必要である。

教育長

別紙4の点検・評価のところの特記事項は私が後から出したものもある。委員長はじめ各委員にいろいろ意見をいただいた後に書かれているので、もしこれで不足していることがあったら、次回にご意見をいただきたい。

委員長

相当時間をかけて協議したものをまとめたものなので、簡単に10分や20分では済まないことかと考える。

佐藤委員

この報告書は議会に出すものであるか。

文教委員会の方はこの調査内容についてはどのように考えていらっしゃるのか教育長に伺いたい。

教育長

報告書が出来上がってから、文教委員会に報告するので、まだわからないし、まだオープンにする段階ではない。また、教育委員会として初めて行うものでもある。

委員長

時間をかけて協議してまいりたいので、本日のところは大変中途半端で申し訳ないが、ここまでにさせていただいて、さらにお目通しいただいて、次回の教育委員会で皆さんのご意見を伺っていきたい。

それでは、この案件についての協議はここまでにして、次回以降に継続として協議を進めるということでしょうか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この案件は引き続き協議していくことにする。

協議(4) 平成21年度練馬区教育委員会教育目標について

委員長

つぎに進む。4番目の協議案件(4)平成21年度練馬区教育委員会教育目標についてである。

この協議案件については、本日、新しく提出されたものである。

資料があるので、まず資料の説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)平成20年度および平成19年度の教育目標の改正経過ならびに平成21年度の教育目標の教育委員会での議決のスケジュールについて説明。

委員長

平成19年度の教育目標の設定については、改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、改正を行った。平成20年度の教育目標については、ただいまお話があったように一部文言を整理した。

平成21年度の教育目標の制定については、今までの経緯を踏まえて検討していきたい。進め方も含めて教育目標の制定について、委員のご意見等をお伺いしたい。どなたかあるか。

大きなところでは、教育基本法の改正があり、それぞれ各項目について照らし合わせながら協議をして目標を設定した経緯がある。それ以前の協議では、時代や社会の変遷の中で修正するところがあるかないかということから、家庭教育の問題が入ってきたり、環境問題が入ってきたり、あるいは配列を変えてみたりしたという経緯がある。詳しく申し上げればいろいろあるが、今まで協議し改善していいものをつくり上げてきた中からまとめられたものだと考える。また、今回は学習指導要領が変わったので、その辺も踏まえて何かご意見があれば伺いたい。

佐藤委員

教育目標の制定についていつも議論されてきたことは、教育をするということは時間がかかるが、結果がなかなか出ないので、教育目標をころころ変えるというのはいかがなものかということであったと思う。学習指導要領が改訂されたので、見直しをする必要があるという感じもするが、大幅に変えなければならぬという箇所はないように思

っている。いかがか。

もう一点は、「子ども」という漢字と仮名をどうするかということを議論した経緯がある。私どもは漢字の「子供」がいいのではないかと言ったが、仮名遣いの問題から仮名にしたほうがいいという議論があり、「子ども」と仮名になったことも過去にあった。

教育長

学習指導要領は、法制的性格を持っている。学習指導要領の改正によって基本方針の1と2を若干手直しする部分があるのかどうかである。3、4、5のところは、教育基本法の改正のときに手直しをしている。

そのようなたちで見直していけばよろしいのではないか。

委員長

内容面と形式面があって、今の教育長のご発言のように内容面については、教育基本法の改正で、平成18年度、19年度、20年度の中で大分内容は吟味してきた。今回、内容面を検討するとすれば、新しい学習指導要領との関係だと考える。

形式面については、時代や社会の進展や変化に対応するために、この用語はなじまないというものがあればそれを改める必要があるだろうし、また、表現が適切ではない、あるいは理解しにくいなどのことがあるとすれば、それを直すということである。内容面と形式面で見たときに、どのようなところが問題になるか。

教育長は、内容面では、1番、2番あたりをもう一度吟味してみたらどうかということである。形式面からは、今のところまだそういうご発言はない。佐藤委員からは大きな問題点はないのではないかというご意見があった。ほかの方はいかがか。

佐藤委員

目標を立てることは、目的がありそれに向け努力するのである。その結果どこまで到達しているのかということについて、各学校の情報は入っているのか。

委員長

教育目標についての評価である。そういった発言も今まで委員の中から出たし、また、各学校でどう受けとめられているのか、あるいは改善点なども意見としてあるのかということは、過去の経緯の中で出てきた。

教育長

この教育目標に基づいて教育指導課で指導目標をつくる。学校はそれを受けて教育課程を組んでいくため、少なくとも練馬区の教育目標に沿った考え方で教育課程を組んで来ていると思う。毎年、評価は、校長はもちろんのこと教育指導課でしているので、生かされてきているのではないかと考える。

教育指導課長

ただいまの点については、今までもやっていたが、本年度からは全校で、学校関係者

で評価をすることになっている。区の教育目標等を踏まえて校長が学校経営計画を具体的に立てる。その達成度について、児童・生徒の意見、教職員の意見、保護者の意見、地域の方の意見などを意識調査、アンケートによりとるのである。それを学校評議員、評価委員会で年度末に、達成度がどの程度であったか、来年度はどのような点に力を入れて教育指導してほしいか、改善してほしいかということについて意見をいただき、報告書としてまとめて、当教育委員会にお送りいただくことになっている。初めての試みであるので、その結果を、改めてまとまった段階で教育委員会にご報告申し上げたいと考えている。

教育長

学校教育法の改正により、教育委員会もこういう形で発表しなければならないことになった。学校教育法の改正によって、学校長は、学校の成果が上がっているということ、意見を聞きながら示さなければならない。練馬区の学校にも2年前から話をしてきたが、法改正により今年度から実施され、その結果が今度学校から教育委員会にまとめて出てくる。教育委員会は区議会や区民にお出しする。学校は地域の保護者などに一部出す。表に出て行くことになるのである。

佐藤委員

この教育目標は大変よいと思っている。「充実を図る」ことや「推進する」ことの結果を精査しなければいけないだろう。今、指導課長からお話があったが、評議員の方の力も借りるということも必要である。校長先生は大変な仕事が増えてご苦労願っていると思うが、ある程度評価が出てきた上で、様々な議論ができるのではないかなと考えている。大変な中で努力していかなければいけない。

外松委員

先ほど、委員長から、内容面の学習指導要領との関係についてお話があった。先ほどから佐藤委員がお話されているように、この目標はかなり吟味されていると思う。また、文部科学省からは、生きる力をということを言われているが、基本方針の1番に、練馬区としては人との交流活動をしたり、自分のことだけではなく、進んで社会に貢献しようとする精神の育成に努めたりということがある。それこそ、「生きる力」であると考えている。であるから、検討に検討を重ねてつくられている目標と基本方針であると考えている。

目標についてである。自分が町を歩いていて、本当にこのフレーズはぴったりでいいなといつも思っている。いろいろなところで、「まなびのまちねりま」のプレートを見る。これは非常に覚えやすいし、気持ちの中にすんなり入ってくるとも美しい言葉だなと思っている。「まなびのまちねりま」については、この仕事につく以前から、練馬区を歩いていて本当にいいフレーズだなと思っていた。そういった意味でも、なかなか考えられていると思う。

委員長

内容面では、検討するとすれば、新学習指導要領との関連である。ご案内のように、新しい学習指導要領の改訂の主な点などは、今までいろいろなところから発表されている。先ほどの理数教育の充実もあるし、言語教育の充実もあるし、伝統や文化に関する教育の充実もあるし、道徳教育の充実も挙げられている。体験活動を充実しなければいけないことや、小学校の外国語活動のこと、あるいは社会の変化への対応など7点ぐらい挙げられている。その点から、追加する、書き直す、内容を改めることがあれば出していただきたいと考える。今日のところはこのぐらいにして、内容面について、新しい学習指導要領との絡みで見てきていただいて、次回の教育委員会でご意見を伺いたいと考える。そのような進捗でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成21年度練馬区教育委員会教育目標については、次回に継続とする。

協議(5) 平成20年度卒業式「お祝いの言葉」について

委員長

続いて、5番目の協議、(5)平成20年度卒業式「お祝いの言葉」についてである。この協議案件については、本日新しく提出されたものである。

この「お祝いの言葉」の作成にあたっては、あらかじめ各委員から内容についてご意見をいただいている。それをもとに作成された文案が本日の資料9である。

それでは、初めに事務局から説明をお願いする。

教育指導課長

資料の説明(説明の要旨) 幼稚園、小学校、中学校の卒業式等で読み上げるお祝いの言葉について説明。

委員長

ただいまの説明をもとにして内容を確認していきたい。まず、幼稚園から順番にいきたい。資料9-1、幼稚園の「お祝いの言葉」については何かあるか。

青木委員

一番最初の「修了児の皆さん」という言葉は難しい言葉である。子供たちに対する呼びかけとしては、決まった言葉で、もう少しやわらかくすることはできないのか。「修了児」という単語が、幼稚園の子供には難しいという感じがする。

委員長

法的には、幼稚園は修了なのである。であるから、卒園という言葉は日常語・一般語

であり、法的には認められない言葉だと考える。幼稚園で、子供にはそのように指導しているので、これを置きかえるのは難しい。個人的な経験からそのように考える。

外松委員

青木委員のお話に関連してである。昨年度は、何々組の皆さんという文言だったような記憶がある。今、委員長のご説明のように、法的には修了が正しい言葉なので、今回は「修了児の皆さん」となったと捉えてよろしいか。

教育長

原稿には何々組とは書いてなかった。

委員長

3クラスあるところもあれば2クラスのところもあるだろうし、 になっていた。
そこに行った人がその言葉を入れて言ったのであろう。空欄になっている 幼稚園
というところも、行かれた方がそこへ名前を入れるのだろう。その幼稚園に行って言う
のであるから、この 幼稚園というの必要なかどうか。そういう意味で、その
というのはそこへ行った方がそこに入れるという形だったのであるが、今回は、その
クラスのところを「修了児の皆さん」にしたということである。ほかにあるか。幼稚園
についてはおおむねよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、つぎに小学校である。小学校については先ほど説明があった。お考えがあったら
お願いします。

確認である。2枚目の5行目の「この料理には、練馬区産の大根が使われている」は、
耳から聞こえてくる言葉として、6年生ならわかるだろう。「練馬区産の大根が」を「練
馬区でとれた」などやわらかい表現にした方がよいのではないか。「練馬区産」という言
いは、読み方にもよるが、音声言語としてどうかと思った。

それから、そのつぎに「今では、練馬といえば大根といわれるほど有名な産地です」
と書いてあるが、昔からと言ったほうがよいのではないか。「昔から練馬といえば大根と
いわれる有名な産地です」と「です」で切って、「ところが70年ほど前の干ばつ」とし
ないと、流れとしては文脈が通らないのかなと思った。「産地です。ところが、農地の減
少のために大根はほとんど栽培されなくなりました」そして「練馬大根の種を大切に保
存しおり」というようににしないと流れが悪くなると思った。

それから、「その結果」というところが、先ほどの課長のご発言をいかすと、「このよ
うな努力の結果」とすると、子供が聞いていてなおわかったと思った。

それから、「その結果、練馬大根は復活し、その他の農作物、つまり、それはキャベツ
やブロッコリー」というよりも、耳から聞くとときに「キャベツやブロッコリーなどのそ

の他の農作物の生産も盛んになってきた」になるのかなと思った。

それから、最後の行の「区民の健康な食習慣や生活」という場合に、順序性はないが、まず生きていく生活が先で、そのつぎに食習慣というものがあるのかなと思った。

それから、そのつぎのページでは、2行目、3行目はくどいのではないかと考える。「食事は、運動、休養、睡眠と並び、健康な生活を送る上で大切であるとともに、学んだ知識などを活用したり、友達と仲良くかかわったりする源である」とあるが、「睡眠と並び健康な生活を支えています」としたほうがよいのではないか。日常生活における食事はこういう源なのだという説明をするフレーズが2行にわたってあるのは、効果がないように思う。

そして、常に前向きに生きていけよと励ますのであれば、「生涯にわたって生き生きと暮らすことができる人間」という文言が食育基本法にあるので、その最後の段落のところに、「夢や希望に挑戦して、生涯にわたって生き生きと暮らすことができる人間になってほしいと願っています」とする。送る言葉なので、食育につながるような材料を使って書かれたほうがよいのではないか。

ほかに何かあるか。特になければ、先に行く。

中学校については、いかがか。中学校では「世界天文年」の年という話題をとり、しかも宇宙のこと、夢や希望につながるような材料の設定なので、いいものができたと思う。ほかにあるか。

毎回個人的には申し上げていることであるが、練馬区の教育委員会と練馬区長の名前が記されている「お祝いの言葉」なのである。できるだけ吟味していいものを、責任を持って児童・生徒、幼児に言えるようなものをつくるために、今日は協議をしていただいた。原案も吟味してつくっていただいたので、いいものができたのではないかと考える。これはよいか。

青木委員

中学生のお祝い文の最初の3行以降の「3年間の中学生生活で」という一文は、とてもまとまっている書き方になっていて、この後、「さて」という展開になる。小学校、幼稚園に戻ってしまうが、この小学校と幼稚園の部分の最初から2つ目の段落で、小学校の「卒業生の皆さんは」というところと、幼稚園の「皆さんは」というところの一括りは、「大きく成長しました」、「体力がつかました」という文章で終わって、「さて」という展開になっているが、中学校では「確信いたします」という文章の終わり方になっており、展開が違う。そのため、ここの段落の文末に、「成長したことをうれしく思っています」という言葉などがあってから、「さて」という展開にしてほしいと考えている。

教育長

今、青木委員がおっしゃったのは「生きていく上で大きな力を身につけてきましたね」という言い方なのであろう。

青木委員

何か一文で締めてから、「さて」というように言ったほうがいいのかと思った。

委員長

つまり、成長を温かく認めてあげたいということであろう。

外松委員

先ほど委員長もおっしゃっていたが、小学校については聞くほうは一切文字がなく、ずっと難しい言葉が続く。1つの単語になってしまうとわかりづらいところが出てきてしまうので、初めて聞く文字はないかということ念頭に置いていただいて、音声に出してみ調整していただけたらありがたい。

委員長

各委員からいろいろなご意見をいただいた。時間の関係で、ここでは全部整理をしない。平成20年度の卒業式の、あるいは修了証書授与式の「お祝いの言葉」については、ただいまの協議結果を踏まえて、修正するところは修正してよいものをつくっていただければありがたい。その点を事務局の方をお願いする。

以上で協議案件は終わる。

(1) 教育長報告

委員長

司会の不手際で12時近くなくなってしまっって誠に申し訳ない。では、教育長報告をお願いします。

教育長

本日は、昨年末の定例会の一般質問の要旨、学校給食業務の民間委託、学力調査の公表、ふるさと文化館の整備進捗状況について報告する。資料を事前にお渡ししているので、一つ一つご意見があるところやお聞きしたいところがあればおっしゃっていただければと思う。

委員長

今、教育長のご発言にあったが、各委員はあらかじめ資料をいただいているので、報告をする方はその点を踏まえてお願いをする。

では、報告の1番をお願いします。

教育長

1番をご覧になって、これはどういうことかということがあればご発言いただきたい。

委員長

では、1番について質問はあるか。

外松委員

4ページの(5) 食物アレルギーに関することである。ここにある自己注射薬の「エピペン」を使用するような該当児童は現在いるのか。

保健給食課長

実際にその薬を使う子供がいる学校があることは確認しているが、すべての学校に調査はしていないので、このご質問などを受けて、そういった状況について、教育委員会として把握をしたいと考えている。

委員長

ほかにはあるか。

佐藤委員

1ページのネット上のいじめについてである。この前、小学生と話す機会があり、話を聞いてみたところ、来たメールを返さないといじめられたり、いやみを言われたりするということであった。ひどいものだなと思っていた。

教育長

このことについては来年度の研修会で講演会を実施する予定である。

委員長

また教育委員会でいろいろ話題にするということである。
では、よいか。報告の1番は終わる。
報告の2番をお願いします。

保健給食課長

資料の説明(説明要旨)平成21年度新規等委託校、契約方法、契約期間、選定経過および選定理由を説明。

委員長

何か質問はあるか。

教育長

もう6年目になるが、順調に行っている。

委員長

では、報告の2番は終わる。
報告の3番をお願いします。

教育指導課長

資料の説明（説明要旨）全国学力・学習状況調査結果の公表に関する基本的な考え方、
経緯、公表しない調査結果および公表する結果について説明。

委員長

何か質問はあるか。報告書がまとまったときに少し時間を取りたいと考える。では
報告の3番は終わる。

報告の4番をお願いする。

生涯学習課長

資料の説明（説明要旨）（仮称）ふるさと文化館の進捗状況および今後の予定を説明。

委員長

資料13はお読みになっていることと考える。よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、報告の4番は終わる。

その他の報告はあるか。

事務局

特にない。

委員長

それでは、予定時刻を少々オーバーしてしまっただが、ご協力いただいて感謝する。

以上で、第1回教育委員会定例会を終了する。